

## 55 森林・林業・木材産業づくり交付金

【623(1,610)百万円】

### 対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

### <背景/課題>

- ・食と農林漁業の再生は、待ったなしの課題であり、森林・林業分野においては、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく、森林・林業再生プランの推進が重要です。
- ・森林・林業再生プランの達成のためには、施業の集約化、路網の計画的な整備、林業機械の導入、木造公共建築物の整備等木材需要の拡大が必要です。
- ・年間約2,000万 $m^3$ (推計)発生している林地残材は、ほとんどが未利用となっています。

### 政策目標

地域材利用量の増加(年間3万 $m^3$ 以上)

公共建築物の木造率(床面積)を平成27年度までに現在の8%から24%に向上

### <主な内容>

#### 1. 都道府県を經由して実施する事業

以下のメニュー等について都道府県に対し一体的な支援を実施します。

- 森林づくりの推進(路網整備、林業機械作業システム整備)
- ミニチュア採種園等緊急整備事業(圃場整備等)
- 林業構造確立施設の整備(効率化施設整備等)
- 木造公共建築物等の整備(公共建築物等木材利用促進法に規定する市町村方針に基づくもの)
- 山地防災情報の周知(山地防災情報の共有体制整備等)
- 森林資源の保護(森林病虫害防除、野生鳥獣被害防除等)
- 林業担い手等の育成確保

補助率：1/2以内等  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

#### 2. 市町村直接交付モデル整備

上記、  
に加えて、教育の森整備(実習林等フィールド整備等)、特用林産の振興施設整備(ほだ場整備等)、木材産業構造改革整備(木材加工流通施設整備等)及び木質バイオマス利用促進整備メニューについて市町村に対し直接交付金を交付し支援を実施します(ただし、県域を越えて取り組む事業に限る。)

補助率：1/2以内等  
事業実施主体：市町村、民間団体

[お問い合わせ先：林野庁経営課(03-3502-8055(直))(全体窓口)]